

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 源泉徴収の納期の特例にご注意ください。

Q 給与や報酬を支払う場合、源泉徴収をしますが、その納付期限は原則支払った日の翌月 10 日までと
 います。ただ、納期の特例の届け出を提出すると 6 カ月分をまとめて納付できると聞いておりますが、
 具体的にはどのような取り扱いでしょうか？

解説

給与や税理士への報酬を支払った場合、原則として源泉徴収をした日の翌月 10 日まで
 に国に納付しなければなりません。納期の特例の承認を受けると 6 カ月分まとめて納
 付することができます。

1. 納期の特例及び納期限の特例

- 1) 要件
 給与の支給人員が**常時 10 人未満**であること。
- 2) 手続き
 「**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る
 納期限の特例に関する届出書**」(以下「届出書」)を税務署に提出すること
- 3) 効果
 下記の区分に応じ、納付期限が年 2 回になります。

| 区 分 | 納 付 期 限 | |
|--------|---------|----------------------|
| 納期の特例等 | 1～6 月分 | 7 月 10 日 |
| | 7～12 月分 | 翌年 1 月 10 日 |
| | | 翌年 1 月 20 日 (納期限の特例) |

2. 納期の特例の注意点

- 1) 適用されるのはあくまで、**給与・賞与・退職金・税理士報酬・弁護士報酬**などです。
 デザイン料、翻訳・通訳料、コンサルティング料などに伴う一般の報酬については
 適用されず、**原則通り毎月納付のまま**です。
- 2) 会社が源泉徴収をしなかった場合、もしくは源泉徴収したが納付しなかった場合、
 国は**その会社からその税額を徴収することになります**。これを、「納税の告知」と
 いい、この場合、**会社が源泉徴収したかどうかは関係ありません**。
- 3) 効果の始まり
 原則、**届出書を提出した月の翌月の支払い分から適用**されます。

要するに...

源泉税は、原則は毎月納付ですが、常時社員が 10 人未満の会社は上記の届出書を提出するこ
 とで、**年に 2 回の納付**となり、**今回の納付期限は 7 月 11 日(月)**となります。ただ、この届
 出書を提出したことで全ての報酬に係る源泉税が適用されるわけではなく、**税理士報酬等以外の
 報酬は原則通り毎月納付**なので、納付を失念することがないように気をつけましょう。